

○井上参事官 ただいまから「第 30 回民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

事務局であります内閣府 PFI 推進室の参事官をしております井上でございます。

お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、9名のうち7名の委員の方々に御出席いただいております。民間資金等活用事業推進委員会令第5条第1項に規定いたします、会議を開き議決するために必要な委員の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日は御欠席されておりますけれども、5月23日付で専門委員がお一人交代されました。新たに佐野哲郎専門委員に御就任いただいておりますので、この場で御報告させていただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては、渡委員長にお願いします。

○渡委員長 それでは、議事を進めさせていただきます。

本日は議題が3つございますので、よろしく願いいたします。

最初の議題は「ガイドラインの改定・策定について」でございます。前回、昨年6月のPFI推進委員会において、平成23年のPFI法改正に基づくガイドラインの改定、あるいは策定につきましては、まずは総合部会において検討を進めていただき、そのとりまとめの結果を委員会として審議し、正式に決定することとしております。本日は、総合部会の宮本部会長から、部会の検討期間につきまして御報告を頂きまして、委員、専門委員の皆様様の御意見を頂戴した上で、委員会としてガイドラインをとりまとめたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、宮本部会長、よろしく願いいたします。

○宮本部会長 それでは、総合部会の検討状況につきまして、報告させていただきます。

昨年の11月から本年5月にかけて、3回にわたり総合部会を開催し、事務局から提出されたガイドラインの基本的方向性を基に、パブリックコメントも行いつつ、検討を進めてまいりました。公共施設等運営権及び公共施設等運営権制度に関するガイドラインの案、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインの改定案並びに契約に関するガイドラインの改定案として部会長一任の上、取りまとめを行いました。

それでは、内容に関しましては、事務局から御説明させていただきます。よろしく願いします。

○井上参事官 それでは、資料1を中心に、資料5-2、4-2、資料3、この4つの資料で御説明申し上げたいと思います。

まず、資料1を御覧いただきたいと思います。ガイドラインの策定・改定についてでございます。大きく分けて3つあると思っております、それぞれの固まりごとに御説明申し上げたいと存じます。

まず1番上の行でございますけれども、PFI事業の種類の多様化、大規模化ということで課題として挙げてございますが、PFI事業は今までかなりハコモノと言いますか、施設

物が多かったのですけれども、今後、インフラについても本格的に事業対象になるであろうということ、料金徴収を伴うものについて対象にしていくことが進展していくであろうということをごさいますして、これに伴いまして需要変動のリスクでありますとか、事業期間が長期化するということ、あとは本格的に民間の資金なり、あるいはノウハウを活かす事業にシフトしていくということをごさいますので、関係者も増加していくことが課題としてごさいます。

真ん中に目を転じていただきますと、「必要な措置」としては、資金面で言えば、多様な民間資金調達必要性が出てくるであろうということでありまして、いろいろな方々がいろいろな段階で関わってくるのが、円滑に進むようにする必要があるということをごさいます。

一番右側に「ガイドラインの規定内容」と書いてごさいますけれども、これに対応しますのは、多様な民間資金調達への対応ということで、代表的なものとして2点挙げておりまして、1点目は株式・債権流動化による多様な資金の導入でごさいますして、今までは一旦SPCを作って、出資者も変わらず、ずっと同じ関係者により事業運営がなされていくものが典型的であったわけでごさいます。多様な主体が多様な段階に応じて入ったり出たりできるようにするということをごさいます。2点目としては、多様な事業スキームの受容でごさいます。SPCを株式会社形態で設立しているという今までのやり方、これは今後当然活用されると思いますが、例えば、いろいろな資金の調達スキームとして、TK+GKでありますとか、そうした不動産流動化に見られるような多様な事業スキームも今後活用ができるであろうということ、明確に位置付けるということをごさいます。

実際のガイドラインとしては資料5-2を御覧いただきたいのですが、「契約に関するガイドライン」の改定ということで、新旧対照表にしてごさいます。宮本部会長のもとにいろいろと御議論いただきまして、関係の方々の御意見もお聞きしながら作ってまいりました。今、お示しした問題点についてとりまとめたのが、資料5-2、契約ガイドライン関係でごさいます。

ざっと御説明いたしますと、6ページ下段でごさいます。一番下に③と書いておりまして、下線部分が今回改正部分でごさいます。「株式会社以外の法人格を採用した事業スキームも想定されることに留意すること」ということで、留意点として挙げております。

8ページ、今後利用料金収受を伴うPFI事業については、これからいろいろ進展が見られると思います。そこでいろいろな事業が出てきて、事業の蓄積ができた段階で、必要があれば本ガイドラインは当然変更しますし、また、必要があれば新しいガイドラインを策定するというので、事業の実態、進展に合わせて、今後必要な見直しを行っていくことを明記させていただいております。

続きまして、株式、債権流動化に関してごさいます。138ページ右側の下段に書いております。債権譲渡については、選定事業者が自らの責任で行うことが基本でありますけれども、管理者等は必要な手続が円滑に進むように配慮するといったことを書いておりま

す。

140 ページ、株式の譲渡についての考え方でございます。この辺は今まであまり議論がなされていなかったものですから、新規に書き起こしたようなパーツになっております。基本的に今まで PFI 事業というのはコンソーシアム構成企業が SPC を作って、株主として株を持ち、選定事業を運営段階に至るまで、受託者、請負者という形でもずっと関与されていたということですが、今後はいろいろな段階、あるいはいろいろな事業のスキーム、事業態様によってもう少しフレキシブルに考えていくことも必要になってくるということございまして、その際には、株主責任と運営責任を分担をするということが PFI 事業者の担い手の拡大にもつながる、あるいは競争性の拡充につながり、ひいてはインフラ投資市場の拡充につながるとございまして、基本的な考え方をここに示しております。

141 ページ以下に、その基本的な考え方が書いておりますが、なぜコンソーシアムが落札したかという、そのコンソーシアムが提案した事業スキームでありますとか、履行能力が評価された結果、選定されたということございまして、必要な公共サービスの維持という面から言えば、事業期間中、その履行能力自体は担保される必要があるということございまして。今までは、株式譲渡を制約して、選定事業者の構成する事業者の構成を変えないという形でこれを担保したわけですが、必ずしも株式の譲渡の制限とか、そういったものに頼ることなく、別に事業期間一律に制限する必要もないということを原則として書いております。「例えば」と書いておりますが、建設会社がコンソーシアムに入っていれば、建設後、一定期間を経て運営が軌道に乗れば、その建設業者が運営期間中もずっと SPC の株主として、株式の譲渡の制限を受ける必要はないということが書いております。

(2) として、具体的な手続でございまして。結局、履行能力の確保というものは必要でございまして、そのための手段や条件は一律ではないということございまして、管理者において、事業類型、事業内容、事業段階によって判断すべきであろうと書いております。

その下に、仮に株主譲渡に条件付けをするのであれば、それは実施方針なり、入札説明書、あるいは募集要項等に明記しておくということであり、その条件付けの仕方についても、必要最小限のものにすることが重要ではないかと書いております。

142 ページの下に目を転じていただきますと、例えば、譲渡の制限のあり方にしても、ネガティブリストを作りまして、譲渡先がネガティブリストに該当しない場合には届出で足りる、ということも考えられると書いております。

170 ページに株式の譲渡に関する基本的な考え方が書いてございまして、このガイドラインの一番最後に別紙・基本協定ということで例示を示したパーツがあり、そこに一つの例としてスキームが書いてあります。170 ページの左側に、今のガイドライン上は、コンソーシアム構成企業が基本的に 2 分の 1 以上の議決権を持つてありますとか、あるいは 3 分の 2 の議決権を持つていったことが例示として書かれてございまして、これがややもすると

現場において絶対視されるようなことも聞いておりますので、先ほどの基本的な考え方のもとに、あくまでも一つの例示にすぎないということを明示しております。先ほど申しました基本的な考え方を敷衍^{ふえん}するような形で、169 ページの「3. 株式会社設立」の2ポツ目に、事業期間中に、コンソーシアム構成企業による経営の支配権といったものを一律に制約する必要はなく、いろいろな事業内容とか、事業段階によってフレキシブルにする必要があるということをごさいます、「例えば」として、今までの例はありますけれども、この例示以上にいろいろな条件を緩和することは否定されるものではないことを明示してごさいます。

以上が、課題の一つ目のものをごさいます。

資料1に戻っていただきまして、真ん中のグループをごさいます。民間事業者のノウハウの積極的活用ということでごさいます、PFI にごさいますので、民間のアイデアとか、ノウハウを積極的に活かすような方策がとられる必要があるということをごさいます。平成 23 年の法改正により、民間提案制度が法定されましたし、あるいは技術提案制度も法定されたので、それも含めた形でまとめております。

「必要な措置」にごさいます、1つは民間提案制度の活用にごさいます。そもそも事業の枠組みや内容について、企画段階から民間のお考え、提案を生かしていくということもごさいます。2点目に書いております「民間の創意工夫を生かした事業者選定方法」にごさいます、そういう民間のノウハウをしっかりと評価するような選定方法を整備する必要があるということをごさいます。

民間提案制度の活用については、ガイドラインの規定としては、一番右側のボックスに書いてごさいますように「民間ノウハウの更なる活用」の1ポツ目で「民間提案に対するインセンティブの付与」、民間提案を出していただくためには、当然インセンティブがないと進まないであろうと考えられるので、どういうインセンティブを与えたら良いのかということをガイドラインに規定してあります。

もう一つは、企業独自のアイデアを外に勝手に漏らされると企業の利益を損ねますので、知的財産のようなものは保護していく必要があるということを書いてあります。

事業者選定方法につきましては、事業の内容により、企画競争とか、公募型プロポーザル等の活用を進めるということであり、具体的には、競争性のある随契をもう少し活用したらどうかということと、総合評価方式によっても、技術提案制度を条文上、位置付けましたので、より民間のノウハウを生かすようなことができるであろうということをごさいます。

これを具体的にガイドラインに記載しましたのが、資料4-2にごさいます。「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」、その新旧という形で新たに付け加えた部分を明記したものでごさいます。

まず、民間提案に係る部分にごさいます、5ページを見ていただきますと、ここに民間提案を受けるに当たって必要な情報提供、体制整備をするということを書いてあります。

国もそうですし、地方公共団体もそうですが、どこに提案を持って行ったらよいのかということを示すと同時に、庁内でもしっかりと検討できるような体制を整えておくということが大前提であるということをごさいます。実際に民間提案するとき、検討の手がかりとなるような情報もできる限り提供していくべきということを書いております。

(2)は「民間提案に必要な書類」ということで、必要な書類の項目を具体的に書いております。

7ページは「民間提案の検討プロセス」ということで、その提案を受けて、管理者はどのような点について検討していけばよいのかということを書いております。(3)の検討プロセスの②に「ア 知的財産の保護」と書いてありますが、この知的財産というのは、いわゆる特許のような狭い概念ではなく、注意書きとして9ページの右側に書いてありますが、「『知的財産』とは、高度な技術・ノウハウ、先進性・独創性の高いアイデア又は営業秘密を含む等事業活動にとって有用な情報」ということであって、企業ならではのノウハウみたいなものを幅広く包含する概念でございます。特に、この知的財産の保護というのは、民間提案をワークさせるために非常に大事な要素でございますので、8ページの(5)で知的財産の保護という項目を起こして、原則として公表しないことを明示してございます。

ちょっと前後しましたけれども、5ページにお戻りいただきまして、こういう民間提案制度を作りましたところ、従前の任意の提案、発案と呼んでいましたが、これができなくなってしまうのではないかという御懸念・御指摘も受けましたので、5の前段のところ、任意の発案、法定の提案制度に基づかないものについても、積極的に対応することが望ましいということを書いております。

19ページを見ていただきますと(7)を改定しております、先ほど申しました株式譲渡に係る注意書きをここに付記しております。株式譲渡に関する方針はできるだけ早目に明らかにするというを書いております。

21ページには事業スキームの話が書いてありまして、株式会社形態以外の事業スキームを採用することも可能であるということを書いております。

22ページ以下が、民間の創意工夫を生かした事業者選定方法ということで、事業者選定方法を書いております。

まず1番目に「競争性のある随意契約」ということでありまして、特に運営事業はそうだと思うのですが、管理者だけでは事前に事業目的やニーズを満たし得る手法、要求水準の設定が困難であるため、いろいろな事業スキームや資金調達スキーム、運営方法など、多面的かつ専門的な観点から幅広く提案を求めることが大事だということについては、企画競争や公募型プロポーザル方式など、競争性のある随契を採用することができるということを書いております。典型的には23ページの「競争的対話方式」を新たに位置付けております。皆さん御承知のとおり、EUの競争的対話方式を参考に、よりきめの細かい、質の高い選定を可能とする方式として整理したものでございます。

この資料の後ろから2枚目のところに「事業者選定フロー」を掲載しております。競争的対話方式ということで、これは実施方針の公表を受けて、事業者が参加表明書を提出するというごさいまして、そのときには概要提案を出していただくわけですが、まずは概要提案で、必要に応じてそれを評価し、上位3者まで絞り込みを行い、その3者、何者でもよいのですけれども、それを対象として競争的対話を実施し、対話を重ねることによって要求水準書を作っていくという手続を置いております。提案書の提出を受けて審査をし、優先交渉権者、次点交渉権者を設定し、提案内容と契約金額の調整をして契約に至るということごさいまして。

今までは、一般競争入札を前提とした対話方式というのがありましたけれども、その場合は、絶対評価でしか絞り込みができなかったわけですが、相対的な評価で、より密度の高い競争的な対話を可能にする手続を位置付けたということごさいまして。当然のことながら、この手続によりましても、透明性や競争性を確保する必要ごさいまして、そのようなことの注意点も書いておりますし、専門性が増しますので学識経験者でありますとか、あるいは外部のコンサルタントを必要に応じて活用していただくことも、注意点として明記しております。

今、申し上げたのが競争性のある随契でございまして、次は「②総合評価一般競争入札」ごさいまして。

総合評価は、価格と内容・質の双方を見るということごさいまして、30ページを見ていただきますと「技術提案制度」と書いております。これは、この冊子の一番最後に書いてありますが、公共事業の品確法にならしまして、技術提案制度というものを平成23年度の法改正で位置付けましたので、民間事業者が出した提案書のみではなくて、それをブラッシュアップする形で対話をし、民間の技術提案を活かしていくということであり、その手続の留意点を整理したものでございまして。

33ページ、民間提案制度に戻りますが、先ほど申しましたとおり、当然のことながら、営業秘密といった知的財産は保護するわけですけれども、もう一方では、積極的に参加してもらうためにはインセンティブが必要であるということごさいまして、民間提案の事業立ち上げへの寄与度に応じて加点評価をするということごさいまして、その対象も、知的財産に該当するものが、原則ではありますけれども、個別の事業内容に応じて評価対象を幅広く判断して、幅広く寄与度を測ることも差し支えないことを明示的に書いております。

資料1に戻っていただきまして、一番下の行ごさいまして、運営権を活用したPFI事業ごさいまして、平成23年に運営権制度ができましたけれども、その運営権制度を使ってどのように事業を進めていくべきであるのかということをごさいまして、一番下の行ごさいまして。これは今までなかったものですから、資料3ごさいまして、今回「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」ということで、新規の策定という形になっております。

資料3の5ページに「前書き」と書いておりますけれども、このガイドラインは、いろ

いゝな方の御意見とか、国土交通省の御協力も得ながらまとめたわけですが、これから公共施設等運営事業というものが立ち上がっていくものですから、まだ現実的な事業の蓄積はないということもございまして、現時点で分かっている範囲内で論点整理したものでございます。運営事業はいろいろな分野で積み重ねられていくと思いますので、そうした事業の蓄積に応じて、今後改定なり、新規策定なりを進めていくことを前書きで書いております。

6～8ページに概要を書いております。それに基づきまして御説明します。

「運営権制度について」「ポイント」と書いてございますけれども、運営権制度というのは、民間事業者によってインフラを運営していくものだとして記載しております。施設の管理から経営といったものに移行するものであるということを書いてございます。

留意事項でございますけれども、まず「実施方針」については、なるべく具体的に書くということ、また、「民間事業者の選定」につきましては、先ほど御紹介しました「競争的対話方式」なり「総合評価一般競争入札」なり、事業に応じて、事業に合った選定方法を、どれだけ民間のノウハウを必要とするのかということによって判断されるかと思っておりますけれども、適切な判断をするということが書いております。

「リスク分担」については、当然のことながら、従来の取扱いもそうですけれども、リスク分担をしっかりと定める必要があります。特に、運営事業ですと、運営権の対価の算定にも大きく関わってきますし、経営全体を民間に任せるということで、ここは従来に増してリスク分担をしっかりとしていくことが必要になるかということが書いております。

「利用料金」については、適切な利用料金の上限幅などについて規定するというように書いております。

「土地等の賃貸借」でございますけれども、運営権者が公共施設を運営するに当たり、運営権の中に土地、建物を使用する権利が入っておりますので、特段の賃貸借契約又は使用許可は必要としないということでございます。（7）ですが、空ビル等でテナントに建物を貸すことは当然想定されますので、そのような場合には、運営権が物権的な構成をしておりますので、物権を基にしてテナントに施設を貸すことは困難なわけですが、その場合には賃貸借を用いてテナントに貸すことは可能であるということを書いております。

「運営権対価」でございますが、いろいろな支払方法、支払時期があるかと思っておりますが、これは当然ながら管理者と運営権者で合意があれば定められるということでございます。基本的には対価の算出方法は、運営期間中の事業収入から事業支出を除いたものを現在価値に割り戻した総計であるということを書いております。

「VFM の評価」でございますが、VFM は、原則として定量的に評価していく必要がありますが、定量的に評価できないリスクがある場合には、定性的な評価も可能であることを書いております。

「運営権の設定」でありますけれども、物理的な物としての一体性が失われない限り、施設を増改築しても、既存の運営権の範囲に含めることは可能であろうと整理しております。

す。

「モニタリング」については、従来にも増してモニタリングを徹底し、運営事業の実施に重大な悪影響がないように、事前の調査の実施や、あるいは調査の報告書の提出といったものが条文上ありますので、そのようなものを実質契約にも位置付けるということを書いております。

「更新投資・新規投資」であります。先ほど申し上げましたが、基本的に増改築は可能ですが、全く新しい物を作る場合がありますとか、施設を全部除却して新しく作る場合につきましては、別途のPFI事業として整理しまして、その部分について運営権を設定することが考えられるということが書いております。

「運営権者に係る株式譲渡及び債権流動化」でございますが、冒頭に御説明した株式譲渡、債権流動化と共通しておりますけれども、特に運営事業というのは、株式譲渡、債券流動化が想定される事業でありますので、注意書き的にここにも記載しております。

「運営権の移転」についてでございますが、これは法定されておりますので、あらかじめ法定条件に従って実施方針に記載するということが書いております。

「運営権の取消し等」というのは、当然のことながら重大な処分でありますので、慎重に行うべきであるということが書いております。また、損失の補償についても、公共用地補償基準でありますとか、あるいはすでに払った運営権対価については、残余事業期間に相当する部分について返還するといったことを書いております。

「運営事業の終了」でございますが、運営権者が事業期間中にいろいろなバリューアップの投資をした場合にどうするかということでございます。これにつきましては、バリューアップ相当分を次の運営権者、あるいは公共が買い取るということが考えられるということを書いております。

駆け足でございましたけれども「ガイドラインの改定・策定」についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました「ガイドラインの改定・策定（案）」につきまして、委員会としてとりまとめるに当たりまして、御意見あるいは御質問ございましたらお受けいたします。どうぞよろしく申し上げます。

はい、どうぞ。

○F委員 最初に、おわびと御礼を申し上げます。私は、総合部会員でありながら、出席できずに大変御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。今、お話を伺いまして、大変画期的な内容をまとめていただきましたことを御礼申し上げたいと思います。

10年ほど前に、独立行政法人でございますけれども、URの皆さんに今日の3つ目に当たる賃貸住宅の運営権を譲渡して、賃貸住宅の長期維持管理をしていったらどうかということをおっしゃったときは、ちんぷんかんぷんでなかなか理解してもらえなかったことを考えますと、10年経ってここまで世の中が変わってきているということは、大変心強く思

う次第でございます。

2番目の民間の提案のノウハウにつきましても、私のように国立大学法人に籍を置く者にとりますと、様々な専門性のあるサービスを外部から調達するニーズ等が発生しており、これに基づく考え方そのものがPFI事業にとどまらずに、様々な公共調達にも好影響があるだろうと思っております。

一つだけ質問させていただきたいのは、最初に資料5-2の138ページ付近で御説明になった点でございます。株式譲渡等の点なのですけれども、現在ですと、言わばハコモノPFIですと、ずっとSPCの株を持っていなさいということで、そこでかなり参入障壁が高いため、大手ゼネコンを中心としたチームが来る。そこがいろいろな意味での見えざる参入障壁をつくったということでは、こういった規定ができたことは大変画期的なのですが、今、説明を聞き落としたかもしれませんけれども、逆に、公共の立場から見て、ある公共サービスを継続させるとした場合に、安易にダミーの会社を作って、そこに譲渡して知らぬふりというようなことになりかねないこともあります。そのあたりはかなり議論されたところがございますので、サービスの継続性のためには、どのような担保の工夫をすべきとされているのか、ちょっと全文読めなかったものですから、その点の御説明を賜ればと思います。

以上でございます。

○渡委員長 では、部会長。

○宮本部会長 その点については検討しております。安易にダミーの会社を作って、そこに譲渡して知らぬふりというようなことにならないような形で、というのは当然認識しております。

○井上参事官 考え方として、141ページの1ポツでございますけれども、そもそもコンソーシアムの提案内容とか、履行能力が評価されていたということですので、その事業期間中に選定事業者が事業者選定の前提とされた履行能力と同等の履行能力を有することを担保する必要があるということを書いております。また、(2)の具体的な手続等のところに書いておりますが、手段や条件は一律ではなく、各事業の事業類型や事業内容、事業段階により異なると考えられますが、これを踏まえて株式譲渡の条件を付すかどうか判断すべきと書いております。

○F委員 分かりました。ありがとうございました。

○渡委員長 他にございますでしょうか。はい、J専門委員どうぞ。

○J専門委員 ありがとうございます。資料3の公共施設等運営権のガイドラインの7ページの上のほうの(7)ですけれども、この間から議論をして、運営権の中に賃貸する権原も入っている。ただ、第三者に転貸するときはもう一度権原をつくるという意味で、賃貸借契約をしなければいけない。ただ、その賃貸借契約というのは、運営権実施契約の中で1セットで結ぶことができるだろうという整理で来まして、そうすると権原のほうなのですけれども、これを何年間借りられるかという話なのですが、国有財産法の権原、ある

いは地方自治法の財産権の賃貸借の制限とかがかかってきますので、せっかく運営権を50年で頂いても、ビルを又貸しする権利が10年で制約されてしまうようなことが出てきてしまうと思うのですが、これは国であれば当然更新していただけるだろう、運営権のほうが50年であるのに賃貸借のほうが10年で終わりということはされないだろう、と思うのですけれども、期間の点でアンバランスがありますので、そこは運営権が続く限りは更新をするのが原則というような形で運用していただくということで、投資家に安心感を与えていただければと思います。

○井上参事官 地方自治法上は貸付期間について制限はないようでございますけれども、地方公共団体のお考え等があつて、今後どうなるか分からないということはあるかもしれませんが、いずれにしろ、ガイドラインの周知を地方公共団体に対して今後行っていきますので、その中で運営権の期間が安定的に担保されるように、そういった運用に努めてくださいということは周知していきたいと考えております。

○J専門委員 ありがとうございます。確かに、地方自治法には制限がないのですが、条例等で期間制限している自治体さんもたくさんありまして、今、太陽光発電所の賃貸借というのをたくさんやっているのですけれども、その中で、太陽光の発電の買い取り期間は20年なのですが、賃貸借のほうが10年で、地方自治体さんは財産規則とかを作っているんですけど、そのアンバランスがあつて、わざわざ条例を変えていただいて、20年の太陽光発電所を作るということを実際にやっています。ですから、同じように運営権をせっかく50年頂いても、財産規則で期間制限されてしまうと事業がやりにくくなってしまうので、その点の御配慮を是非お願いしたいと思います。

○渡委員長 よろしいですか。

○井上参事官 はい。努めてまいりたいと思います。

○渡委員長 それでは、M専門委員。

○M専門委員 資料3の「公共施設等運営権及び運営事業に関するガイドライン」の31ページでございますけれども「(1)株式譲渡及び債権流動化」と記載されておりまして、株式の譲渡につきまして、かなりそれを円滑化するための御記載いただいているということだと思います。一方、債権の流動化とか、債権の譲渡につきましては、(5)のところで「株式及び債権譲渡については、『契約に関するガイドライン』を踏まえ実施する」という記載をいただいております。

昨今の空港のコンセッションの記事などを拝見しておりますと、40年の長期間かつ数千億規模の巨額の資金調達が必要になることも、コンセッションのケースを想定いたしますと、銀行のみならず、場合によってはプロジェクトボンド等での調達も想定されますので、投資家の裾野も従来以上に広がってくるということに鑑みますと、債権の流動化あるいは債権の譲渡ということをかなり円滑化することを、政策サイドとしても、相当意を配るというようなニュアンスをもう少し書いていただいたほうがいいのかなと思っております。そういう意味では、株式に対しての債権に対する記載のボリューム感が、相対的に

もちょっと小さいのかなと思いますので、この辺を御留意いただければと思っております。
○渡委員長 はい、お願いします。

○井上参事官 債権の流動化は議論がございまして、一つには、債権の流動化というのは、極端な話、ガイドラインには書く必要がないのではないか、こんなのは管理者と関係ない話であろうという議論もございまして、もう一方では、おっしゃるとおり、今後、投資家の裾野が広がっていくであろうということは予想されますけれども、現実として今のところそこまでのニーズがないということがありますので、今後、債権流動化について、裾野が広がり、時間の前後関係は分かりませんが、対応が必要になったらそこを充実させるという議論をさせていただければと思います。債権流動化については、むしろ書くべきではないという意見も強かったものですから、現在の記述に落ち着いている状況でございます。

○M専門委員 かなり長期間になりますと、流動性がある程度担保されるということ、あるいはそこに対して十分な配慮がされるというニュアンスを出しておいたほうが、金融機関サイドとしてもやりやすいのかなと思いますし、逆にそこを書かないほうが良いという議論があったということなのですけれども、その辺のニュアンスがどんな議論を背景におっしゃっておられるのかということも確認させていただければと思います。

○井上参事官 ガイドラインというのは必要最小限に収めるべきであるというようなお立場の方もおられました。マーケットに任せろと言われたのですけれども、マーケットがないという現状において、一定の方向性を書くというのはどうかという議論だと思いますが、今後そういうマーケットの実態が出てくれば、そういうことを書く必要性も出てくるかと思えます。

○M専門委員 そういう意味では、特段何か制約をする趣旨はないという理解でよろしいわけですね。

○井上参事官 そうですね。今も原則自由でございまして、特にガイドラインで何か文言を書くと、逆にそれが制約として受けとめられかねないという御懸念を言う方がかなりいらっしゃいましたので、このような記載になっております。今後、マーケットの実態に応じて書くことが必要であるという状況が生じた場合には、またそのときに御指導願えればと思います。

○宮本部長 関連してなのですが、これまでのガイドラインというのはかなり実例がある中で作成してきておりますが、今回の公共施設等運営権に関するものは、まだ具体的には事例がない。出てからという話では待てないということで、この段階で出すということについてもいろいろな議論も確かにありましたけれども、まずはこういう形を出して、鶏が先か卵が先かの関係で、まず産んでみようということでございます。そういう御懸念も含めて、先ほど、井上参事官からも御説明がありましたが、前書きに、必要に応じて実態に合わせて書き直して、第2版も考えるという形で位置付けております。そういう御指摘も踏まえながら、これからのマーケットを見ながら検討していくということで御了解いた

だければと思います。

○M専門委員 分かりました。

○渡委員長 他にございませんでしょうか。H専門委員、どうぞ。

○H専門委員 2点だけあるのですけれども、先ほどの資料3の土地賃貸借の19ページですが、これは事務局とも議論させていただいて、第三者に貸し付ける場合には、何らかの権原が確認的に必要だということで、19ページの(5)に「第三者に貸し付けるためには、管理者等と運営権者との間で、『例えば』実施契約と併せて、賃貸借契約をあらかじめ締結し、運営権者が当該建物の賃借権を得た上で」と書いてあって、これはこれで「例えば」でいいと思うのですけれども、最終的に今度契約を書くとしたら、空港とかの場合にそこを賃貸借にするのでしょうか。

前の議論では、使用貸借が弱いと言っていたのですが、会計税務へのワーキングがどうなっているかにもよるとは思うのですけれども、それによって賃貸借にするか、使用貸借にするのかとか、フリーハンドを国側に与えておきたいなというのがございまして、もちろん使用貸借だと、もともとの権原が弱いという反論はあるのかもしれませんが、せっかくの例示なので、実施契約と併せて「例えば」をこの辺に入れておいていただいたほうが、「賃貸借契約をあらかじめ締結し、運営権者が当該建物賃借権『又は何らかの権原』」という、使用貸借権でもいいのですけれども、使用する権原ぐらいいとどめておいていただいてもよいのではないかと考えております。あくまでも、最終的に具体的に契約を考える時点で、償却とかの関係でここを使用貸借権にするのか、賃貸借権にするのかというのもまだ今後の議論を待ってからだだと思いますので、できれば「例えば」の位置をちょっとずらしておいていただいたほうが、後々やりやすいのではないかと、フリーハンドがあるのではないかとということが1点。

もう一点は資料4-2です。先ほど御説明いただいた競争的対話方式、EUを参照にしたものですが、それで、後ろから2枚目のところにフローページも付けていただいて、実際やる時、多分これを見ながらやることになると思うのですけれども、前もちょっと議論があったと思ったのですが、3ページの真ん中あたりに「対話終了宣言」というのが、3者程度に絞り込んだところでありまして、その後、3者程度から提案書を提出いただいて、提案書の審査となるのですけれども、前回の議事録をまだ見られていないのですけれども、この提案書の下審査の中でも、若干の対話というか交渉はあるのだろうということを確認したくて、資料4-2に戻りますと、25ページの右側のウの下線が引いてあるところ「対話参加者の提案を受け入れられる要求水準書の作成(調整)及び提案内容の確認・交渉を行うために対話を行うものであること」という「及び」以下で、提案書の審査というか、下のところも対話をする事ができると読むのだろうなと私は思っているのですが、対話終了宣言という、ここでもう全部終わってしまって、最終的に3者に絞った中での若干の交渉という余地がなくなるような読まれ方をするといやなので、それを確認したいというのが2点目でございます。

○渡委員長 どうぞ。

○井上参事官 まず1点目の資料3の19ページのところでございますけれども(5)の例示の「例えば」の位置を「実施契約と併せて、『例えば』」という形にさせていただきたいと思えます。

その下の「賃借権は」というところはよろしゅうございますか。「例えば」の位置をずらせば、使用貸借も配慮されていることがより明確になります。

○H専門委員 そうですね。「賃借権等の」のぐらいであれば。

○井上参事官 それでは「当該」というのをやめて、「賃借権等を」でよろしいですか。

○H専門委員 「賃借権等の権原」ですね。

○井上参事官 分かりました。そうしますと、「例えば」の位置を「実施契約と併せて、」の後ろにし、「賃借権等」と「等」を入れさせていただくということによろしいでしょうか。

○H専門委員 はい。

○井上参事官 わかりました。それで直させていただきます。

○國松企画官 2点目ですけれども、フローの中で「競争的対話」の下に「提案内容の詳細の確認」というのを「提案書の提出」と「提案書の審査」の中に入れておきまして、対話は、終了宣言ということで終了はしているのですけれども、その後、提案書の提出後に内容の確認等をするために、ここで再度のやりとりはできるということで考えております。

資料4-2の25ページのウは、今のフローでいうと、上の「競争的対話」の説明でそれをそのまま引っ張っているということでございます。

○H専門委員 資料4-2フロー図について、3ページの一番下の右側の黒いところが、その間に矢印で挟まっている、そういうことですね。

○國松企画官 そうです。「提案書の提出」と「提案書の審査」の間に、「提案内容の詳細の確認」というのが矢印を引っ張っている、図のとおりでございます。

○渡委員長 いいですか。

○H専門委員 はい、結構です。

○渡委員長 他にございますでしょうか。

○宮本部会長 競争的対話がこの位置付けに入ったというのがかなり大きなことでございまして、従来は一般競争という形で定義されていたところを、こちらのほうを上位に位置付けて、民間の創意工夫をできるだけくみ取りたいというのが今回の改定の意味でございます。

○渡委員長 どうぞ。

○M専門委員 資料4-2のプロセスに関するガイドランの新旧対照表に関して1点ございますけれども、36ページのステップの5の「事業契約の取り決めに当たっての留意事項」でございますが(1)で「具体的かつ明確な取り決め」「事業契約等は事業選定に係る責任とリスク分担その他事業契約等もできる限りあいまいさを避けて、具体的かつ明確

に取り決めること」となっております。実務的には、事業契約を補完するものについて、事業者と公共サイドで合意したものにつきましては、覚書、あるいは確認書という形で取り交わして、契約の内容を補完するというようなことを実際やっていると思うのですが、必要に応じて、こういったものを交わすというようなニュアンスのことを規定したほうが、むしろ事業者としては事業を進めやすくなるという面も、実務に携わっていて感じることもあるのでございますけれども、この辺に関してはどのような御解釈でいらっしゃいますでしょうか。

○井上参事官 実務上そのような取扱いをされているということは聞いておりますので、それで必要なことではないかと思っております。

○M専門委員 それに対して、そのような覚書等を締結するということをあえてここでお書きになるということにはならないということですね。

○井上参事官 そうですね。決め方について制約をかけるものではございませんので、実務上の取扱いは尊重しているというか、肯定しているというか、そういう考え方です。

○M専門委員 排除はしないということですね。

○井上参事官 排除しません。

○渡委員長 ありがとうございます。

他になければ時間等の制約もございますので、質疑応答は以上にさせていただきたいと思っております。いろいろとございましたら、また後で御質問等していただいて結構でございますが、とりあえず今日予定されました「公共施設等の運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（案）」、2つ目の「PFI 事業の実施プロセスに関するガイドライン」の改定案、更に3つ目に「契約に関するガイドライン」の改定案につきまして、委員会としてとりまとめることとさせていただきたいと思うのでございますけれども、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○渡委員長 ありがとうございます。委員会としてとりまとめることとさせていただきま

す。
総合部会の委員の皆様におかれましては、去年 11 月の総合部会発足から約半年という大変短い期間の中にもかかわらず、大変重要な3つのガイドラインの策定・改定に取り組んでいただきまして、成果を出していただきましたことを厚く御礼申し上げたいと思っております。ありがとうございます。また、事務局の御尽力にも敬意を表したいと思っております。

今も議論があったと思いますが、公共施設等運営権、いわゆるコンセッション方式に関するガイドラインにつきましては、今まで事例がない中で策定しただけに、大変骨の折れる作業だったと思っております。内容的には、今回のガイドラインをたたき台といたしまして、先ほどもお話に出ましたとおり、今後事例が積み上がっていく中で適宜ガイドラインを修正、追加していくことになると思っておりますので、引き続き、委員の皆様方におかれましては

御協力をお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。

2つ目の議題は「PPP/PFIに係るアクションプランについて」であります。5月7日に開催されました経済財政諮問会議において、PPP/PFIについては、従来の延べ払い型から受益者負担の下、最大限民間の資金・ノウハウを活用するものに抜本的に変えていくとともに、数値目標を含めたアクションプランを策定すべきとの提言が有識者議員からありました。この提言を受けまして、さらに、安倍総理から甘利大臣を中心に関係大臣が連携して、PPP/PFIの抜本改革についてのアクションプランを早急に取りまとめでいただきたいとの指示があったと聞いております。それで今日は、このPPP/PFIの抜本改革に係るアクションプランについて聴取するとともに、委員、専門委員の皆様にご議論いただきたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願い申し上げます。

○澁谷審議官 それでは御説明をいたします。

まず、先ほど案をとりまとめでいただきましたガイドラインの作業につきまして、私からも委員、専門委員の先生方に深くお礼申し上げます。平成23年の法改正でコンセッション方式が導入されてから、各方面の方々ともいろいろ意見交換を重ねさせていただいて、コンセッションは、我が国では全く初めてのものでございまして、非常に難しい作業でありましたけれども、先生方に多大な御協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

これから御説明するアクションプランでございますが、先ほども競争的対話とか、非常に画期的な内容が今回のガイドラインに含まれておりまして、この勢いをそのまま持続させて、是非このPPP/PFIの抜本的な改革を更に前に進めるためのアクションプランというものを、これまでのPFIの取組をきちんと検証していただいた上でどう変えるかということを進捗委員会で御議論いただいて、アクションプランにつなげるというのが望ましいのですけれども、総理の御指示があったのが5月7日でございまして、骨太の方針の前にアクションプランを政府としてとりまとめるという御指示でございます。

ざっくりばらんに申しますと、来週、安倍総理が成長戦略の第3弾のスピーチをされる予定になっております。そこでこのアクションプランに言及されるやに聞いております。来週には、もう成長戦略の素案が公表される予定でございまして、その中でもこのPPP/PFIの抜本改革が成長戦略の大きな柱の一つとして位置付けられようとしているところでございます。それを受けましてアクションプランを策定し、その中身を骨太の方針にきちんと反映させて、各省庁の取組、26年度概算要求も含めた取組に早速反映させたいということでございまして、極めて短期間にとりまとめしようという作業を今、行っているところでございます。

この諮問会議、これまでも様々な御議論がございまして、こういうふうにもっと変えたらいいのではないかと、いろいろ御指摘いただいたものも含めて、私どもとしては方向

性を少し大胆に打ち出したところでございます。

資料7は、5月7日に経済財政諮問会議がありまして、諮問会議には4人の民間議員の先生方がいらっしゃいますが、民間議員の先生方から出された御提案でございます。全体としては、社会資本整備を改革しようということなので、その中の一つの大きな柱として「短期的な需要創出から経済成長・財政健全化の両立へ」ということですが「中長期的な財政健全化に向けて、『施設ありき』ではなく、将来の国民にとって真に必要なサービスはどのようなものかという観点から、徹底した選択と集中に加え、民間資金・ノウハウの積極的導入等を通じた」云々とあります。

PFI/PPPについては、「旧来の延べ払い型から」これまでサービス購入型と呼んでおりましたが、今月から私どもは延べ払い型という言い方をしようということでございますが、「受益者負担の下、最大限民間の資金・ノウハウを活用するものに抜本的に変えていくとともに、数値目標を含めたアクションプランを策定すべき」ということでして、同日7日付で、安倍総理からアクションプランの策定の指示が担当の甘利大臣になされたものでございます。

その際、以下が重要ということで、幾つかございます。InfrastructureUKのような官民連携体制の構築ですとか、コンセッション方式の導入、高速道路、特に大改修が必要な首都高への導入というのは、首都高速道路は非常に老朽化しておりまして、今年1月に首都高会社が自ら設置した技術検討委員会の結果では、非常に急がれる大規模な更新が必要な箇所が7カ所ぐらいございまして、最大で9,100億くらいかかるということでございます。恐らく9,100億というオーダーは、現行の料金の仕組みの中ではなかなかまかない切れないものだというので、7カ所のうちの幾つかはまかなえるのかもしれませんが全部は難しいということで、様々な方策を検討すべきということが首都高会社自らの検討結果にも盛り込まれていたものでございます。

首都高速というのはなかなか難しく、水の上とか、よその道路の上をほとんど走っているものですから、PPPが非常に難しいのですけれども、例えば、京橋のあたりを首都高が半地下で潜っていますが、あそこは昔、築地川という運河があったところを、水を抜いて、今、首都高は川底を走っているのです。もともと正確に言うと首都高会社ではなくて保有機構の土地なのですけれども、昭和39年にあそこができて、その周りの民間のビルも同じく39年ごろにできて、官民ともに老朽化している地域でありまして、容積率も周りの民間ビルは300ぐらいしか使っていないのではないのでしょうか、そういう状況なので、この際、周辺の土地開発とセットで、新聞には「空中権の売買」と書かれましたけれども、正確に言いますと、いろいろなやり方があるのですが、例えば首都高が大規模改修をして、上にふたをしてしまっただけでその上を活用していただく、あるいは、特区などの制度を活用して周辺の容積率にボーナスをあげて、民間の再開発と首都高の改修を一つのプロジェクトとして捉えて、容積率が高くなると民間のビルも高く売れるということで、その利益を首都高の改修に回せるような仕組みを、これはなかなか難しいのですけれども、

検討したらいいのではないかと、様々な御意見が民間議員のほうからも出されました。

結論から言いますと、昨日の経済財政諮問会議で太田国交大臣は、東京都も含めて検討会議を立ち上げ、これは前向きに検討しますというお返事をいただいたところでございます。これはたまたま首都高速道路なのですけれども、PFI 事業なのか、PPP なのかというのはさておき、大規模更新のようなものについて、これから様々なインフラがそういう時期を迎えます。コンセッションが使えるものはコンセッションというのがあるのですが、首都高速道路はもともと民間会社が料金をとってやっているところでありますので、あるいは、もともと料金を徴収できないような無料の道路などの老朽化対策をどうするかなどいろいろな議論があります。周辺の都市開発とセットでプロジェクトファイナンスを仕組むような仕組み、あるいはもうちょっと簡単なやり方ですと、例えば土地が余っていて、民間の事業主体にそれを貸し付けて、そこでの収益とセットで PFI 事業化することで、その収益の分で工事費の幾らかを出していただくような仕組みも考えられないかというようなことも含めて、これからいろいろなバリエーションを検討していきたいということでございます。

そこで、お手元に PPP/PFI の抜本改革という絵がございます。これを見ていただきますと、一番左側が延べ払い型 PFI、これは、これまでサービス購入型と言っていたものでございまして、PFI 事業者が借金をして何か施設を作って、それを公的な管理者が延べ払いの形で、税金で支払うということでございます。その右がコンセッション方式でございます。これは平成 23 年法改正で、今回ガイドラインも作っていただいて、これから空港とか上下水道とか、一部有料道路で愛知県道路公社が手を挙げていますけれども、そうしたところでこれから活用が期待されるところでございます。

その右が先ほどの首都高とか、収益施設の併設、例えば今、徳島県で公営住宅の PFI の事業が進んでいるのですけれども、2 棟ある公営住宅を集約化して 1 棟にして、徳島ですから南海トラフに備えて津波避難ビルの機能も持たせる、高層の住宅に建て替えるということで、その分土地が余るわけです。その余った土地を PFI 事業者がそこで商業施設を併設するという事業が、今まさに動いているのですが、おそらくこれまでの契約のガイドラインなどのいろいろな制約もあって、収益事業からの収益で、本体の事業の分をそれでまけるというそういう仕組みになかなか運用上なっていないところがございます。非常にもったいない話なので、そういうことができるように、私どもとしても、これから具体の事例をどんどんにらみながら、民間ももうかるし、その分、少し税金を減らしていいものを作っていただくというような、官と民が Win-Win になるような、本来的な PPP/PFI の取り組みがどんどん進むようなことを、案件の発掘なり推進をやっていききたいというのが右から 2 つ目です。

一番右は、こうなりますと PFI というよりは PPP だと思いますが、E 委員の御専門ですけれども、岩手県紫波町のように、町有地が 20 ヘクタールあって、ここをどうしようかというときに、まずは民間からどんどん自由な提案を受け付けて、あそこはたしかサッカ

一スタジアムを作って、サッカースタジアムで集客をして、オガール紫波という地産地消の商業施設を作って、そこに図書館なんかも入れてしまうという事業でございます。

これまでの PFI 事業もいろいろ問題点がありますが、一番大きな課題の一つが、官の側がまず先に計画を作ってしまう、企画立案を官主導でやってしまうところはかなり大きな課題があったのではないかと。今回の民間提案について、かなりガイドラインを充実させていただいたので、これから更に期待ができるのですけれども、PFI 事業に限らず、公共団体が PRE 戦略なんかで公的な不動産を活用しようというときにこそ、unsolicited な形の民間提案を積極的に受け入れて、それを上手に活用して官と民が Win-Win になって、一番右のパターンですと、かつ民間投資が最大限出てきますので、成長戦略としては、単に公共施設を作るだけではなくて、民間投資を喚起して持続的な成長につなげるというのが今回の成長戦略なり、骨太の方針の一番大きな狙いですので、これにつなげていくということでございます。

一番左以外の方式を積極的に進めていくということ、政府を挙げて取り組むんだというのがアクションプランでございます。

アクションプランの本文に戻っていただいて、この趣旨のところでございますけれども、最適な公共サービスの提供を官と民が適切に連携することで実現するという PPP/PFI の本来の趣旨に立ち返り、できるだけ税財源に頼らず、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することで民間投資の喚起、必要なインフラの整備・更新、地域の活性化、経済成長につなげていくということでございます。

2 ページの新しく作ることから賢く使うことへの重点化、次の段落ですが、PFI について従来から多く実施されてきた延べ払い型からの抜本的な転換を目指すということございまして、その次の次の段落ですが、こうした PPP/PFI の抜本改革を通じて公的負担の軽減を図りつつ、民間投資も喚起し、官民連携によるシナジー効果を高め、経済再生や豊かな国民生活にするインフラの整備運営更新を実現する、ということでございます。

また、お時間があれば御説明しますが、PFI 法改正法案が先週、衆議院の内閣委員会を通りまして、明日の参議院の内閣委員会で御審議をいただける予定になっております。明日は審議ですので、その結果について申し上げられませんが、明日無事委員会を通していただいて、できれば今月中に参議院の本会議で可決成立というのが私どもとしての希望でございます。そうなりますと、官民連携インフラファンドが設立されることとなります。

それを呼び水としてインフラファンドの民間資金の供給も更に促進されることが期待されますので、そうなりますと、民間の提案を最大限に生かした様々な事業の案件というのがいっぱい出てきて、それに対して従来の銀行のデッドファイナンスだけではなくて、ファンドのファイナンスというものも道が開けてきて、そうなりますと、民間の、事業をやりたい、提案する側だけではなくて、それにお金を出す民間の目利き能力、まさに市場の力を最大限発揮して、地域にとって本当にいいもの、価値があるものというものがあちこちでたくさんできてくる。こういうような好循環が生まれるという、これが最大の狙い

だというふうにかかせていただいております。

このアクションプランでございますが、数値目標を出せということでございます、まさに来週、安倍総理がこの数字を発表するということなので、絶対に言うてはいけないというふうに言われております。まだ調整中でございますが、例えば3ページの(1)がコンセッションを活用したPFI事業ということで、これは10年間の目標値ですけれども、事業規模として〇兆円から〇兆円というのを来週公表する予定でございます。

具体的な取り組みがざっと書いてございます。ガイドラインの発出は、アクションプランと同時に決定をしたいと思っておりますけれども、インフラファンド機構の設立であるとか、コンセッション事業の積極的な導入、地方道路公社の有料道路事業によるコンセッションの活用などなど、各省で取り組むべき施策が3ページに列挙されております。

4ページの(2)が収益施設の併設、活用など、事業収入等で費用を回収するPFI事業でございます、収益施設の併設あるいは周辺の土地開発とのセットでやる、例えば下水道のように副産物が出ます。これでバイオマス発電なんかをやって、それで売電して収入が得られるようなこともありますので、そうした様々な民間のノウハウを活用して、少しでも収入を増やすといったような取り組みが(2)でございます、これも目標の事業規模をかかせていただく予定でございます。

5ページ(3)が公的不動産の有効活用。これは、公的不動産有効活用というのは例示でございます、PFIというこれまでの枠にはまりきらないような官民連携の事業について、民間の積極的な提案を促すということを考えてございます。これも事業規模を出ささせていただきます。

(4)が「その他の事業類型」ですが、いわゆるハコモノのPFIであっても、従来のような、あらかじめいくら払いますよということを決めてしまう形ではなくて、Availability Paymentのように、日本の地方公共団体はそういう実績がないのですけれども、従来の仕様書と違う形で、性能発注というのでしょうか、パフォーマンス連動型の支払いがうまくできると、これは真の意味でのサービス購入型に少しでも近づけるような努力をするとか、まんのう町とか京都とかでやっているような複数の施設を包括的に契約をする、あるいは維持管理とか耐震改修のような事業は、一つ一つロットが非常に小さくてなかなか民間が手を挙げにくいのですけれども、それをバンドリングすることで、あるいは長期化することで民間の創意工夫が生かせるような、民間にとって少しでも魅力的な、そういう工夫をすることで、従来型の事業であっても抜本改革に加えようかということ、これについても数値目標を出そうかということでございます。

今、この数字は持ち合わせていなのですけれども、官邸のほうとも相談をさせていただいて、最終的に数字の詰めを行って、来週にはこの数字とともにアクションプランの決定をしたい。その際に、先ほどとりまとめたいただいたガイドラインも正式に決定をして、世の中にきちんとした形で出させていただきますということでございます。

なお、このアクションプランですが、来週決定はいたしますけれども、実は実務的な面

でいろいろなハードルがございます。そうしたことについて、またこの推進委員会の先生方にもいろいろ御相談させていただいて、このアクションプランはとりあえず政府としての成長戦略を体現するのだという意思表示ではあるのですが、また特に数値目標を示すことで民間の事業者、あるいは投資家の方々に、我が国政府が本気なんだということを示すという趣旨の宣言なのですけれども、ではこれは実務的にはどうやって進めていくかということについては、アクションプランだけでは動きませので、既存のガイドラインの中でもし障害になるようなことがあれば、それを見直しも更にやっていかなければいけませんし、場合によってはガイドラインとは違う形で、通知のようなものを出していかなければいけないかもしれませんし、更なる法改正が必要なことも考えられます。こうしたことも含めて、これから各省庁で、アクションプランに沿った取組を進めていく中で出てきた課題、あるいはこれまでの事業を改めてきちんと検証していく中で、今後のPFI/PPPの抜本改革を進めていくための実務的な課題等について、この推進委員会で更にまた御議論を引き続きお願いしたいというふうに考えておりますので、そうした観点で、本日このアクションプラン、今この場で初めて御覧に入れて、この場で御意見をというのは大変申し訳ないのですけれども、是非先生方の御意見を引き続き頂戴できればということでございます。説明は以上でございます。

○渡委員長 初めての内容で、初めて御理解してもらうことになるわけですが、今のお話も非常にいろいろ難しい問題もあると思いますが、御質問、御意見をどうぞお願いいたします。E委員どうぞ。

○E委員 基本的にはすばらしいと思いますが、3点だけ。

延べ払いという語感に余りセンスがよくないと思うのですけれども、決してそれを排除するわけではないという趣旨、最後に(4)の事業類型のところでも御説明をいただいて、そうなのですが、文章で読むと、こういう新しい契約方式をとらないものは努力しなくてもいいと読めてしまうのですよ。とれるものはどんどんとればいいのですけれども、実際問題、公共投資の中の半分以上はこの類型になるので、そこにはハードルを課さないということになると少しバランスが悪いのと、数値目標がなかなか達成できないだろうと思うので、その他の事業類型に関しても従来どおりではなくて、従来以上に格段の努力を必要とするのだと、もう少し強調していただいたほうがいいかと思います。

基本的には事業のやり方の話なのですが、民間を入れていく上で、特にコンセッション等をやる中で出てくるのが技術開発の話でありまして、今、下水道のバイオマスの話もされましたけれども、建物の建て方とか、道路の予防保全の仕方とか、いろいろなところで技術開発がなされていて、それがバリューフォーマネーを大きく上げることに繋がってきていると思うのです。インフラの原単位を下げるという言い方がいいかと思うのですが、インフラがもたらすサービスのレベルは変えずに原単位を下げるというので、省略するインフラと書いて「省インフラ」という言葉を最近ちょっと使っているのですけれども、省エネのときにやったのと同じような感じで、これから日本の産業に省インフラを開発して

もらいたい。全ての産業で省インフラをやれば、それがおそらく成長戦略になって、輸出もできるだろうなという文脈が非常にアピーリングですし、政府としてもとりやすいと思うので、「初めに」のところでいいと思うのですが、民の技術開発とか、あるいはシステム開発みたいな、そういうことが入ってくると話が一気に広がって、全ての産業が注目してくれるようになると思います。

3番目が、まさにこれはアクションプランにすぎないので、こういう数値目標をどうやって実現するかという次のものが必要になってくるのです。前政権のときも数値目標を出しましたが、あれはどうなったのかなというのがまずあって、政権が代わると代わるのであれば、これも政権が代わると代わるのかという話になるので、そうならないようにするためのガバナンスの仕組みというのを、ここには書かなくていいですけども、その次のステップで考えなければいけない。そうしないと、結局出てきたものを拾い上げるだけになって、掘り起こしがなかなか進まないのではないかと思います。

以上です。

○渡委員長 いかがですか。

○澁谷審議官 これは調整中ですので、今日頂いた御意見を踏まえて、また最終的なアクションプランの案になるべく反映させていただきたいと思っております。

○渡委員長 ありがとうございます。

J 専門委員、どうぞ。

○J 専門委員 ありがとうございます。政府が10年間の長期スパンで大きなマーケットを作っていくという意思を表明されるというのは、非常にうれしいことだと思います。

ただ、今、E委員もおっしゃったように、前回、中間的とりまとめというのがあって、その中で10年で10兆円という数字が出ていたのですけれども、残念ながらとりまとめが出た後、景気の問題もあったかと思うのですが、かなりPFIの数が減ってしまったという現実があります。大きな流れということで10年というのはいいのですが、普通、民間企業ですと5カ年計画というのが大体標準だと思いますので、このプランはプランであって、更に具体的には5年ぐらいの短いスパンで何をやるんだというところを、これからは是非作っていただければと思います。

例えば、空港のあり方研究会というのに、前、出させていただいて、その中の報告書の一番最後に、何年目に何をやって何年目に何をやるという大体5年ぐらいのスパンでやるんだという目標のスケジュールを付けた報告書が出ましたけれども、やはり5年ぐらいの目先でないとなかなか現実的には動かないと思いますので、是非そこをよろしくお願ひしたいと思います。

○渡委員長 お願いいたします。よろしいですね。

○澁谷審議官 はい。

○F委員 大変大胆な内容でよろしいかと思うのですが、おそらくこの委員会にいらっしゃる方は余り違和感なく聞いたと思うのですけれども、もし出されるアクションプランの

訴求力を高めるとすると、大前提としてマインドセットと言いましょうか、考え方を根本的から変えるべきであるというメッセージは、むしろ更に一言言っていた方がいいのではないかと思います。

というのは、今、お話になった具体的な話を公共セクターあるいは一部のメディア、一般の市民の方が御覧になったときに、公共用地を使ってもうけ仕事をするのかというようなことを言う人からすると、本来の意図とは全く異なった、すごく宇宙に行ってしまったような話に聞こえてくるので、そうではなくて、例えば公共セクターの皆さんには、とにかく今、財政が厳しい中で、最少のコストでいいサービスをということが問われているわけであって、今までのようなレギュレーションに合っていれば公務員として身分が保証されることは根本的に変える必要があるということを考えていただかないと、今の話に多分付いていけないですし、また、一般の公共セクターの方々が公共用地なり公共の施設を使って、今のようなことを実現するために、説明する前提に立っていただけないと思いますので、そういう意味でのマインドを変える必要があります。また、私どもも民間企業からいろいろな提案を受けることがあるのですが、まだ公共のほうの利益もこうなのだからというところが、何かかなり民間側の収益だけの話があることもありますので、そうすると民間側も公共施設を使うためにはこういうメリットがある。しかも、我々に対しても成り立つというような意味ではマインドセットを変えていく必要がありますので、具体的に今のことを書く必要はないにしても、みんなやはり発想を変えないといけないということは、どこかで一言言っていた方がいいが、この話が皆さんに理解していただきやすいのではないかと思います。

具体的に書いてきたと思いますけれども、民主党政権下で公務員住宅を廃止するということで、といっても民間で使っていたか分からないような等々のことがございますので、今の考え方の延長で、廃止をする公務員住宅等のロットをまとめて、例えば子育て支援にするような施設と、民間に橋渡しをしていくような事業をしていただくとか、そんなものもどこかに入れていただけるといいのではないかと思います。ここに書いてある中にはないと思いますけれども。

最後に申し上げたいのは、これがもし発布された後どうフォローアップするかというと、大変たくさんいろいろな作業がございますけれども、一つボトルネックになる危険があるのが、様々なサービス等のパフォーマンスのインジケータと言いましょうか、技術的な仕様を作っていくことであります。この委員会の枠組みで考えても、多分作業量としてはかなり限られているところがありますので、様々な事業者や、あるいは関連する学協会に、こういった考え方でもし事業を増やしていくとすると、どのようなインジケータが考えられるかということ、むしろ募集をして提案してもらって、その中で使えるものを使っていくようなことをしないと、またそこがボトルネックになる可能性がありますので、もしこれが実現していくようなデータが出てきましたらば、事業者もしくは学協会に、ものさしについて提案を願いたいという形での公募をされてはどうかということをお願い

ておきたいと思います。

以上でございます。

○渡委員長 御意見はいいですか。

○澁谷審議官 宇宙から飛んできたようなというお話もございましたが、正直申し上げて、もっと宇宙っぽい御意見も頂戴した中で、とりあえずこのアクションプランにというのが実態でございまして、そこは御理解をいただければと思います。ただ、ここに書いてあることは、これまでも折に触れ、この委員会でもいろいろ御指摘いただいて、なかなか踏み切れなかったようなところもあったものが、とりあえず今回、政府の本気度合いを示すというのが趣旨でございます。

先ほど、5年ぐらいとお話がありましたが、前の政権のときも2020年までに10兆円ということで工程表を作っていたのですが、もう少し精緻な各省の取り組みなりをきちんと工程管理するようなものを作らなければいけないというのは、各関係の機関と話をしていますので、とりあえず来週ぐらいに世の中に出した後で、この推進委員会の先生方の御意見も含めていろいろお聞きをして、そういう工程管理なり、一番大事なものは、更なる制度の見直しなどにもつなげていかなければいけないので、今回の大きなガイドライン改正をやりまして、うちの作業チームが疲労し切っているところがあるのですけれども、とは言いながら、やはり成長戦略を前に進めるためにいろいろな努力をしていかなければいけないということで、先生方の引き続きの御協力をぜひお願いしたいと思っております。

○渡委員長 はい、どうぞN専門委員。

○N専門委員 今、御説明いただきましたアクションプランの案の内容につきましては、皆さんと同じだと思いますけれども、非常に同意するところが多くて、全面賛成でございます。結局は、前回の中間とりまとめのときの10兆円の目標もそうなのでしょうけれども、いかに実践していくかというそちらのほうだと思います。

特に、運営権方式というのは全く初めてで、枠組みもこれから作りますので、それを一つやるので満足ということではなくて、社会構造の要請からこういうものが求められているとすると、そういうものを継続して、あるいは安定的に進めていくような立ち上げといえますか、それが非常に重要ではないかと思えます。どこかで、出戻りが生じるようなものになると、なかなか拡大・発展というのが難しいのではないかなと考えています。

そういう意味では、この委員会の中で扱うということは難しいのかもしれませんが、例えば運営権方式の中でモデル事業的なものをピックアップして、何が一番重要かということ、結局事業をする枠組みだとか条件設定だと思えるので、そういうものが官と民で適切と言いますか、妥当なものになるようなことをこの委員会等で検討するだとか、コメントを出すだとか、そういうことも考えていただければと考えています。一番初めに出る重要な案件が、方向付けが正しく行われれば、後に続く案件もそれが参考になるのではないかと思っています。

それと、数値がどれくらいになるかは分かりませんが、そうそう簡単に新しい仕

組みが何兆円というような形で実績が積み上がるかといったら、それもなかなか難しい話ではないかと思えます。特にコンセッション方式、運営権方式は、料金徴収という枠組みが大前提で、それを形式的に解釈すると、今ある有料なんちゃらということなのです。ただ、枠組みを変えていただいて、いわゆる車道を通るみたいなものまでこういう枠組み、あるいは運営権方式という名前にこだわりませんので、そういったものも視野に入れていただければ、かなりいろいろなものに拡大、普及するのではないのかなと思えますので、このアクションプランの段階ではというふうに申し上げませんので、将来の課題として、そういうことも念頭に置いていただけないかなと思っています。

最後に簡単な質問なのですが、前回の法改正のときに「運営権方式」ということで用語を統一する。「コンセッション方式」と言っては困るというお話も伺ったのですが、「コンセッション」という言葉自身がどういう取り扱いなのか、確認させてください。

○澁谷審議官 私ども、いろいろな公式な政府の文書等では「運営権方式」ということで統一をしております。「コンセッション」というのは、ヨーロッパの各国においても様々な捉え方、定義がございますので、特に今回のように PPP を幅広く議論するときに、23年法改正による運営権方式というときは、私どもは運営権方式という形で呼ばせていただいております。

今の御意見の車道を通るみたいなものというのは、ずっと何年も前からそういうふうになってきておまして、今回なかなか難しかったのですけれども、Availability Payment みたいなものをどんどん出していく中で、そうした方式もどんどん広がっていく。おっしゃるように運営権方式は有料道路制度を使っているようなものであればいいのですけれども、料金を徴収しない普通の道路について、やっぱりこれから一番大きくなっていくのは普通のインフラについての維持管理、維持更新をどういうふうにしていくのかというところが非常に大きな課題になってきますので、特にこの第2類型、第4類型にあるようなものを各自治体がどんどん使えるような、このアクションプランは何と言いますか、目指し、宣言ですので、キックオフとしてもう少し充実したものにつくっていきたいと思えます。

御指摘ありがとうございます。

○渡委員長 はい、宮本部会長どうぞ。

○宮本部会長 今、コンセッションの言葉に対して、澁谷室長からお答えいただいたのを大変うれしく思いました。私がこの中でも一番こだわっていたと思えます。そういう解釈かなと私も思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

3点ございますが、まず一つは、先ほどの澁谷室長のお話の中で、延べ払い方式と呼ぶと宣言されたのはちょっとショックでございました。サービス購入型というのは概念なのです。サービス購入型の本来の意味でのそれがなされたら望ましいと思うのです。ところが、従来はそれこそ後払いだけだというのが多いということで、そういう御指摘だとは思うのですけれども、そこで誤解が出てくるかも分からないので、そこはちょっと整理していただいたほうがいいのかなと。先ほどE委員がおっしゃったとおり、それこそ英国型

のPFIのサービス購入型というのも、当然伸ばすべきところは伸ばす話だと思いますので、それはやめてしまうと読まれるのが一番まずいのかなと思いました。

今日の資料の中で、紫波町のところでLABVという用語が出てきておまして、実はLABVも何回か前の委員会でも発言させていただいておりますけれども、例えばこういうようなproperty regeneration projectみたいなものをモデルタイプで組み立てて進めていくというのは、かなり大きな潜在的なマーケットだと思うのです。だから、ここはやっぱりLABVという言い方がいいのかどうか分かりませんが、そういう公的な資産をうまく使いながら、ただ単に貸すだけではなくて、それを収益源としてちゃんと自治体も考えていきたいと思いますという流れをとっていくのは、非常に重要な形なのかなと思います。

もう一点ですが、今、別件で、橋梁の老朽化の話がございますから、どういうふうにそれを維持管理、修繕だとかあるいは架け替えも含めてやっていくのかという形で、特に技術的な話からの検討はしているのですが、小さなところしかなくて、従来なかなか参入する事業者のほうのマーケットは余り育っていないわけです。ですから、先ほどE委員がおっしゃいましたとおり、技術革新をもってそこでバリューフォーマネーができてくると思うのですが、どちらかと言えば、日陰のマーケットと言いますか、余り予算も十分ではなかったと。ですから、ある意味では健全なマーケットが形成されていないのです。ですから、こういうようなことを大きくするためには、今まで着目されていなかったところにも健全なマーケットを育成するという国としての方針というのにも必要ではないかなと考えております。

以上でございます。

○渡委員長 はい、H専門委員。

○H専門委員 ありがとうございます。この中で若干の質問とお願いがあるのですけれども、ひとつ教えていただきたいのは、4ページのところに具体的取り組みの、丸の下から3個目で、1の自治体が管理する法律の対象範囲の不断の見直しということで、法律の対象範囲ってこれは何だと、実はよく分からないなということと、それから眺めて見ますと、法律改正を考えましょうというところが、例えば3ページのコンセッションのところだと、下から3つ目のところと、その指定管理者のところと、公務員派遣のところの法的根拠の整備というところを出ておまして、ただ、法律の改正というのは、これだけではないと思うのです。もう一つのキーワードと言いますか、私、各地方自治体さんのアドバイスをしていると、彼らは法律を変えてほしいと思ってもなかなか言い出せないということと、どこに言っているのかわからない。例えば、上下水道だって所管が違うわけですから、そういう意味では、3ページの上の4つ目のところですけども、横断的なワンストップの調整体制整備と書いてあるのですけれども、地方自治体もしくは国以外の管理者からの発案と言いますか、法制度を変えてほしいというところを、運営権だけではなくてもう少し書いていただいたほうが、より地方公共団体はボイスができるかなと思っております。

もちろん、特区というのでいろいろできるというのはあるのですけれども、特区だけではできない法律改正もあると思いますので、そこを全体的にお願いしたくて、あと地方公共団体のところ、6ページあたりに、具体的取り扱いの②のところですが、抜本的改革に積極的に取り組む各省及び地方公共団体に対する各種補助金、交付金の重点化。お金をいただくのはうれしいと彼らは思うのですけれども、もうちょっと全体的にお金だけではなくていろいろな運営権、1、2、3、4とかではなくて、単位レベルでは公共サービスを提供している基礎自治体等非常に多いものですから、そのあたりもう少し強調していただければ、地方自治体の皆さんにとってもかなりエンカレッジになるのではないかと思います。

以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。

○澁谷審議官 今、丸をつけた個別の取り組みの中身について、いろいろ御質問がございましたが、丸に書かれていることは成長戦略ですとか、今、諮問会議で骨太の方針の作業を始めているわけですけれども、そうした作業の中で、関係の組織の委員の方から御指摘があったことをそのまま盛り込ませていただいているということで、したがって、かなり部分的に重複している内容もあったり、レベルの違う話が混在しているというのはそういうことです。政府の委員会以外に、成長戦略等を作る過程でいろいろと伺っている御意見がここに反映されているということでございます。

例えば、法改正につきましては、これから実際にこの各類型について、先ほど御指摘があったようないろいろなステークホルダーの方とか、さまざまな管理者の方とか、御意見を伺いながら、実際にどういう制度改正が必要なのかということ、多分これから議論をし始める形になりますので、そうした中で制度改正をどういうふうにするのかが見えてくると思います。そこら辺は、先ほどの工程管理とあわせて、いつまでにどういうことをとすることはきちっと整理した段階で、またこの委員会でも御相談させていただきたいと思えます。

○渡委員長 ありがとうございます。まだいろいろ御意見があると思えますけれども、時間の関係で、質疑応答はこれまでとさせていただきますして、政府におきまして、この推進委員会における今日の議論が各委員から出ましたけれども、これをアクションプランに是非うまくとりまとめさせていただきまして、いいものを作っていただきたいと思います。

ということで、次の議題に入らせていただきたいと思います。

今日の最後の議題ですけれども、PFI 法改正法案の状況についての事務局からの報告であります。前回、昨年6月だったと思うのですが、PFI 推進委員会において、国の資金を呼び水としてインフラ投資市場を育成することを目的とする民間資金等活用事業推進機構の設立のためのPFI 法改正法案について説明をいただきました。その後の法案の状況につきまして、事務局から報告を受けたいと思えます。よろしくお願ひします。

○井上参事官 法案の状況でございますが、先ほど室長も申し上げましたとおり、明日参

議院の内閣委員会で御審議をされる予定でございます。できますならば、この月内に成立させていただければと考えておりまして、法案の成立後、機構の設立準備に入るという段階でございます。また、設立準備は数カ月かかると思っておりますけれども、まだ法案が成立していないのでこういうことを言うのも適切かどうか分かりませんが、法案成立後にできるだけ早くそういった努力をしていくことになると思っております。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、ないようでございますので、ここで山際政務官が入室されますので、一旦、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○松山内閣府審議官 政務官が着席されるまでに、一言私からも御礼を申し上げます。

今日久しぶりに渡委員長、宮本部会長の御議論に参加させていただきまして、大変ありがとうございました。今日の御議論を伺っておりまして、本当に隔世の感と言いますか、PFI の先駆者である委員の皆さんが本当にこれまで御苦勞いただきまして、政府のほうは急速に PFI/PPP に対する期待をどんどん膨らませているという状況なのではないかと思っております。

成長戦略の中でも、それから諮問会議の骨太方針の中でも、非常に PFI/PPP に対する期待と言いますか、これに頼らないとなかなかいろいろなことが実現できにくいという状況にあると思っております。非常に多方面にわたって精力的に働きかけていただいておりますけれども、我々としましても、今日、アクションプランの実現に向けて、またその内容の改善に向けて貴重な御意見をいただいておりますので、よくそれを受けとめさせていただいて、引き続きやってまいりますので、引き続きの御指導をよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(山際政務官入室)

○井上参事官 それではプレスが入りますので、しばらくお待ちください。

(報道陣入室)

○井上参事官 それでは、本日とりまとめられましたガイドライン案につきまして、渡委員長から山際政務官にお渡しいただきます。

○渡委員長 政務官、大変御苦勞様でございます。ありがとうございます。

本日、私たち民間資金等活用事業推進委員会は、多様な民間資金の調達、民間ノウハウの更なる活用、公共施設等運営権制度の活用等々、今後の PFI 事業を展開するに当たっての指針を示しましたガイドラインの案をまとめました。つきましては、これをお渡しいたしますので、政府におかれましては、これを国の実務上の指針として位置付けられまして、PFI を強力に推進していただきたいとお願い申し上げる次第であります。それではお渡し申し上げますので、よろしく願いします。

(渡委員長から山際政務官へガイドライン(案)を手交)

○井上参事官 それでは、山際政務官より御挨拶をいただきたいと存じます。

○山際政務官 皆さん、本当にお疲れ様でございました。また、ありがとうございました。御礼を申し上げます。

御案内のように、明日 PFI 法の改正案が、順調にいけばの話ですけれども、参議院を通る。本会議が必要ですので、今週中か来週にはもうこの PFI の改正法案が通ることになります。

ちょうどそのタイミングに合わせるように、このガイドラインを出していただいたというのは、本当に意義のあることでございまして、これも委員の専門家の皆様方の前でも口幅ったい話ですけれども、今までの PFI とはまさに次元の違った、本当に民間の活力を最大限出していただいた上で、社会インフラというものをこれからしっかり回していく、その方向にかじを切ったわけでございます。それを実現させるためには、どうしても今回のガイドラインのような指針が必要なわけございまして、実現するための実態の部分を皆様方にお作りいただいたことに本当に感謝を申し上げます。

また、今、松山さんのほうからも話がございましたけれども、総理指示に従いまして、これからアクションプランというものがしっかり作られて、実際にどの事業をどういう形でこれから PFI/PPP に持ち込むかという話が出てまいります。その際には、このガイドラインをしっかり活用させていただいて、皆様方の汗が実際の世の中にちゃんと具現化されるようにしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、一応ガイドラインは作っていただきましたが、これからまたフォローアップ等も含めまして、また皆様方からはこれからも引き続き御指導賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

重ねて、本当にありがとうございました。

○渡委員長 ありがとうございました。

それでは、以上で本日の議事は全て終了しましたので、これで閉会とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。